

東西条スポーツ少年団（東西条FC） 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本団は、東西条スポーツ少年団（東西条FC）と称する。（以下「団」という。）

第2章 目的・事業

第2条（目的）

本団は、学校教育活動外においてサッカーを通じて青少年の健全な育成を図ると共に、サッカーの技術向上及び地域スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

第3条（活動目標）

本団の活動目標は次のとおりとする。

- （1）明るく元気な子供を育てる。
- （2）強さの中にも、優しさを持ち自立できる子供に育てる。
- （3）サッカーの技術の向上を図り、質の高いチーム作りを目指す。

第4条（事業内容）

本団の事業は次のとおりとする。

- （1）日常事業 サッカー（練習、練習試合、公式試合）
- （2）特別事業 合宿、親子サッカー、忘年会、6年生を送る会 ほか

第5条（運営）

本団は、東西条スポーツ少年団の組織の一つとし、運営を団員の全保護者によって構成された東西条FC父母会に委託する。

第3章 団員

第6条（団員資格）

団員は東西条小学校の児童を対象とする。ただし、本団の代表（以下「代表」という。）及び第13条に定める監督等（以下「指導部」という。）の承認が得られた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きのうち、未就学児については、第7条に定める団員の弟妹であり、かつその保護者が第4条で定める事業に付き添うことを条件とする。

第7条（団員）

団員は、所定の入団申込書に必要事項を記入し、本人の意思確認をした上で、東西条スポーツ少年団入団要項に定める団費を添えて、代表へ提出し登録された者とする。

第8条（退団）

退団は次のとおりとし、第2号から第5号については、代表及び指導部との協議により決定する。

- (1) 保護者より申し出があった場合
- (2) 正当な理由なく団活動を行わない場合
- (3) 団費を規定期日以内に納入しない場合
- (4) 団活動の継続に支障が認められる場合
- (5) 団行動の維持に支障が認められる場合

第9条（事故防止及び責任）

本団は永続的発展のため、次の事項を定める。

- (1) 団の通常の練習及び試合における不慮の事故並びに障害については、スポーツ障害保険加入により保障することとし、第10条に定める役員等（以下「役員」という。）及び指導部にその責任を問わない。
- (2) 保護者は、団の活動に参加させるにあたっては、事故防止のため指導部の指示に従うべく、団員に対し必要な指導をする。
- (3) 保護者は、団の活動に参加させるにあたっては、事前に団員の健康チェックを行うこととし、確認不足その他の過失によって生じた事象について、役員及び指導部にその責任を問わない。

第4章 役員

第10条（役員）

本団の役員を次のとおり定める。

- (1) 代表 1名
- (2) 総務・保険担当 1名
- (3) グラウンド申請・調整担当 1名
- (4) スケジュール管理担当 1名
- (5) 合宿担当 必要に応じ複数名
- (6) 行事担当 5年生以下の保護者から必要に応じ複数名
- (7) 連絡担当 3年生以上の保護者から各学年1名ずつ
- (8) ユニフォーム担当 3年生以上の保護者から各学年1名ずつ
- (9) 会計 5年生以下の保護者から1名

2 前項各号で定める役員について、やむを得ない場合には兼任できるものとする。

第11条（役員の職務）

役員の職務を次のとおり定める。

- （1）代表は、本団を代表し、団活動を掌握する。
- （2）総務・保険担当は、代表を補佐し、連絡ツール等の全体管理を含む総務事務を行う。
- （3）グラウンド申請・調整担当は、指導部と連携し、グラウンド使用について調整等管理する。
- （4）スケジュール管理担当は、指導部と連携し、練習や試合の日程等の詳細について連絡ツール等に入力することにより団員に周知する。
- （5）合宿担当は、指導部と連携し、合宿に係る全般事務を運営する。
- （6）行事担当は、代表と連携し、第4条第2号に定める事業のうち合宿以外についての全般事務を運営する。
- （7）連絡担当は、指導部と連携し、試合に係るアンケート、荷物係の割り振り等の事務を行う。
- （8）ユニフォーム担当は、指導部と連携し、ユニフォーム及び救急道具一式を管理する。
- （9）会計は、団の金銭出納を行う。

第12条（役員の任期）

役員の任期は次のとおりとし、再任を妨げない。

- （1）役員の任期は1年とし、年度初めから年度末とする。
- （2）次年度の役員の選出は、東西条F C父母会の承認を得て決定する。

2 前項第2号の承認は、一同に会するほか、必要に応じ、電子又は書面による方法を認める。

第13条（指導部）

監督を中心に、団の理念に共感する地域の方及び保護者によって指導部を担当し、指導の一貫性と連携をとるために、次の役を設け、第3条を目標に指導する。

- （1）監督 1名
- （2）コーチ 各学年の保護者から選出。監督との併任を妨げない。
- （3）特別コーチ 保護者以外で監督の承認を得た者。

第5章 会計

第14条（会計年度）

本団の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第15条（経費）

本団の経費は、年会費、団費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第16条（団費）

第7条にある東西条スポーツ少年団の年会費のほか、団費を次のとおりとし、毎月最終練習日までに納入する。

(1) 月あたり2,000円

(2) 第6条第2項に定める未就学児 月あたり1,000円

2 公式戦への選手登録費のほか、必要な経費については、別途徴収する。

3 月途中の退団者に対し、団費を返金しないものとし、翌月以降の団費を前納している場合は、翌月以降分についてのみ返金する。

4 団費の変更は代表及び役員間の協議で決定し、東西条F C父母会において承認を受ける。

5 特別な理由により団費を一時的に減額する場合は、代表及び指導部との協議の上で決定する。

第17条（会計報告）

本団の経理は、会計監査を経て東西条F C父母会において報告承認を得なければならない。

2 前項で規定された報告は電子もしくは書面によるものとし、承認の形式は、一同に会するほか、必要に応じ、電子又は書面による方法を認める。

第6章 補則

第18条（規約改定）

本規約の改定は、東西条F C父母会の総会での議決による。

2 前項の総会の開催形式は、一同に会するほか、必要に応じ、電子又は書面による方法を認める。

第19条（その他）

本規約で定めるもののほか、必要な事項は代表及び指導部との協議において定める。

第20条（効力）

本規約は令和3年4月1日より実施する。